



[様式第3号]

資料提供年月日	令和4年5月9日	
問い合わせ先	課名	こども企画総務課
	電話	直通 803-1220 内線 4760
担当者	職名・氏名	課長 山本
	職名・氏名	課長補佐 生水

広 報 連 絡

- 件名 子育て世帯への臨時特別給付金の再受付を5月9日（月）から開始します
- 内容 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業において、受給の権利がありながら給付金を受け取れていない方から多数の相談があったため、再度申請期間を設け給付金の支給を実施するものです。
- 支給対象者
平成15年4月2日から令和3年8月31日生まれの児童の保護者であって、「子育て世帯への臨時特別給付金（一括給付金、支援給付金）」の支給を受けていない方（所得制限あり）
※令和3年9月1日から令和4年3月31日生まれの新生児に係る申請期限は、令和4年5月31日まで変更ありません。
- 手続き等
こども企画総務課へ申請書（岡山市ホームページからダウンロード、またはコールセンターへ連絡し申請書を請求）を郵送で申請してください。
・受付開始 令和4年5月9日（月）
・申請期限 令和4年5月31日（火）必着
・添付書類 受取口座が確認できる書類の写し 等
・申請先 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市こども企画総務課
- コールセンター
・電話番号：0120-084-592（平日の8時30分～17時 ※祝日除く）
- ホームページ（令和4年5月9日公開予定）
・以下のURLからご覧ください。
<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000033765.html>
- 添付資料
・子育て世帯への臨時特別給付金のご案内 資料1
・子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）のご案内 資料2



子育て世帯への臨時特別給付金のご案内 (まだ給付金を受給されていない方へ)

1. 支給対象者

- ①令和3年9月30日時点で**高校生等**(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童の保護者(働いている児童も対象です。結婚している児童は対象となりません。)
- ②所属庁から児童手当を受給している**公務員**
- ③令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当支給対象児童(**新生児**)の保護者(①②③ともに所得制限あり。所得制限限度額※の目安は下記表を参考にしてください。)
・岡山市から令和3年9月分の児童手当を受給している方は、申請は不要(令和3年12月27日に振込済)です(所得制限あり※)が、児童手当現況届出の際に記載がもれている高校生等がいる場合は申請が必要です。

上記の①②③の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。(児童手当受給者もしくはそれに準ずる対象者。所得制限あり※)

2. 支給金額、支給時期

対象児童1人につき、10万円です。

申請書受付後、審査を行い、申請書ご指定の口座に1～2か月程度で振り込みます。

3. 申請期限(※再度受付期間を設定しました)

令和4年5月9日(月)～令和4年5月31日(火) 必着

4. 申請方法

申請は原則郵送。郵便事故がご心配な方は、特定記録郵便・簡易書留など記録に残る方法により、自己負担で郵送してください。

支給対象者の所得が下記の制限限度額以上の場合には**支給対象外**となります。

※【児童手当の所得制限限度額】

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

- ・所得制限は、支給対象者おひとりの所得であり、世帯を合算した所得ではありません。
- ・『収入額の目安』は、給与収入のみで計算しています。
- ・所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
- ・扶養親族数が6人以上の場合限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

お問い合わせ先

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所

岡山っ子育て成局子育て支援部こども企画総務課「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

子育て世帯への臨時特別給付金 コールセンター

フリーダイヤル：0120-084-592

月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:00

岡山市ホームページ <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000033765.html>



「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

離婚家庭等の方向け

申請が
必要です！子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)
のご案内(まだ給付金を受給されていない方へ)

支給対象

令和4年3月分の児童手当の受給者等(所得制限有り)

支給額

対象児童
一人につき **10万円**

※元養育者からすでに給付金の一部を受け取っていたり、児童のために費消されている場合はその額を差し引いた額

対象児童

平成15年4月2日から
令和4年3月31日
生まれまで

申請期限

令和4年
5月31日(火)
必着

(※再度申請期間を設定しました)

よくあるご質問

Q. 誰が給付を受け取ることができますか？(支給対象者)

A. 大きく分けて、以下の方が支給の対象となります。

- 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった方
- 令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生等を養育している方
- その他これらに準ずる方(DV特例・施設特例の所要の手続きを行っておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合等)

Q. 必要な書類はありますか？

A. 岡山市において児童手当の受給者変更を既に行っている場合は、申請書のほかに口座番号等の確認できる通帳等の写しの提出をお願いします。児童手当の対象とならない児童の養育者の場合は、口座の写し以外に以下の書類が必要となります。

- 令和4年2月28日までに離婚したことがわかる書類(離婚届受理証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等)
- (公務員)職場で令和4年3月分の児童手当を受給していることがわかる書類(支払通知書、振込通知書、給与明細等)

※申請は原則郵送。郵便事故がご心配な方は、特定記録郵便・簡易書留など記録に残る方法により、自己負担で郵送してください。

※「子育て世帯への臨時特別給付」に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

お問い合わせ

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所

岡山っ子育て成局子育て支援部こども企画総務課「子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)」

子育て世帯への臨時特別給付金 コールセンター

フリーダイヤル：0120-084-592

月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:00

岡山市ホームページ <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000035336.html>